

＜Q2-16-1＞無限定適正意見が表明された財務諸表に事後的に重要な虚偽表示が発見され、有価証券報告書の訂正報告書が提出される事態となった。この場合の経営者と監査人の責任関係について簡潔に述べるとともに、訂正報告に関連して監査人に求められる対応について説明しなさい。なお、当該訂正は財務諸表に広範囲に影響することから、監査人に求められる手続は、訂正内容を記した注記事項や訂正箇所限定されないものとする。（後段は暗記不要）

【解答例】（P29、P213）、論文対策問題集 1-4-2

（前段について）

- ・重要な虚偽表示については一義的には**経営者に責任**がある。なぜなら、経営者には株主から資金提供を受け経営を付託された者として適切に企業経営を行い必要な**説明責任**を果たすことが求められるが、この説明責任を適切に果たすうえで、経営者は**適正な財務諸表を作成する必要がある**ためである。
- ・一方、監査人は適正な財務諸表を作成する責任は有さないことから、財務諸表における重要な虚偽表示そのものについて直接的な責任は負わない。しかしながら、**監査人には財務諸表が適正かどうか**、監査人自らが入手した監査証拠に基づき判断した結果を**意見として表明する責任**がある。監査には**固有の限界**があるなかで、財務諸表には、全体として重要な虚偽表示がないということについて、絶対的ではないが高い水準の**合理的な保証を得る必要がある**。そこで、監査人が**正当な注意**を払わず、**職業的専門家としての懐疑心**を発揮せず故意または過失によって重要な虚偽表示を看過したのであれば**適切な監査を行わなかったことについて責任を負う可能性**がある。

（後段について）

- ・訂正報告に関連して監査人は次の手続を実施する必要がある（【監基報】560「後発事象」.14）。
 - a) 当該訂正に関して、必要な監査手続を実施すること（つまり、訂正が適切に行われていることを確かめること）
 - b) 財務諸表の訂正について、以前に発行した財務諸表とその監査報告書を受領した全ての者に対して伝達するために経営者が行う対応を検討すること
 - c-1) 後発事象に関する監査手続（【監基報】560.5、6 参照）を、訂正後の財務諸表に対する監査報告書日までの期間に拡大して実施すること。訂正後の財務諸表に対する監査報告書の日付は、訂正後の財務諸表の承認日以降の日付とする。
 - c-2) 訂正後の財務諸表に対する監査報告書を提出すること
- また、訂正後の財務諸表に対する監査報告書の「強調事項」区分又は「その他の事項」区分に、以前に発行した財務諸表を訂正した理由を詳細に記載している財務諸表の注記を参照し、監査人が以前に提出した監査報告書について記載する（【監基報】560.15）。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・訂正報告書については事例問題での出題も考えられます。その場合には、**事後判明事実**（P213）の問題であると読み替えて解答内容を検討してください。
- ・事後判明事実については、実質的には後発事象であることから、監基報は【監基報】560「後発事象」を参考にすることを覚えておいてください。
- ・日本の実務上は【監基報】560.11（訂正箇所限定した手続）を利用することは殆どありませんので、基本的に【監基報】560.11は使わないと覚えておきましょう。

＜Q2-16-2＞重要な虚偽表示を、無限定適正意見を表明する前に監査人が発見した場合に、経営者と監査人それぞれに求められる対応について説明しなさい。

【解答例】（P21、P22、P96）

- ・重要な虚偽表示を発見した場合、監査人には**批判的機能**を発揮して適切な階層の経営者に適時に重要な虚偽表示が存在する旨を報告するとともに（【監基報】450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」.7）、**指導的機能**を発揮して当該**重要な虚偽表示を修正するよう指導**することが求められる。
- ・経営者は当該重要な虚偽表示を修正したうえで、適正に財務諸表を表示することが求められる（【監基報】200.12(2)①）。